

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） (06-6241-6540)
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）（06-6241-6540）
処分の名称	社会福祉法人に対する改善命令(法令等の違反に対する勧告の未措置に係る措置命令)
概要	大阪市長が所轄庁である社会福祉法人が、法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善を勧告することができ(社会福祉法第56条第4項)、さらに、勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置を採らなかったときは、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第6項
処分基準	社会福祉法人が、法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善を勧告することができ、さらに、勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置を採らなかったときは、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができるが、平成12年12月1日付け社援第2618号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準、平成12年12月1日付け社援企第35号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」及び平成29年4月27日付け雇児発0427第7号社援発0427第1号老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」を指針として判断する。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）（06-6241-6540）
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
処分の名称	社会福祉法人に対する業務停止命令及び役員解職勧告
概要	大阪市長が所轄庁である社会福祉法人が社会福祉法第56条第6項による改善命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第7項
処分基準	社会福祉法人が社会福祉法第56条第6項による改善命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができるが、 平成12年12月1日付け社援第2618号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準、 平成12年12月1日付け社援企第35号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」及び 平成29年4月27日付け雇児発0427第7号社援発0427第1号老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」を指針として判断する。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）（06-6241-6540）
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
処分の名称	社会福祉法人に対する解散命令
概要	大阪市長が所轄庁である社会福祉法人が、行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的が達成できないとき、又は正当な事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第8項
処分基準	社会福祉法人が、行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的が達成できないとき、又は正当な事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができるが、 平成12年12月1日付け社援第2618号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準、 平成12年12月1日付け社援企第35号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」及び 平成29年4月27日付け児発0427第7号社援発0427第1号老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」を指針として判断する。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） (06-6241-6540)
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） (06-6241-6540)
処分の名称	社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止命令
概要	大阪市長が所轄庁であり、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人が社会福祉法第57条に規定する事由に該当する場合、その事業の停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第57条
処分基準	一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。 二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。 三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） （06-6241-6540）
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）（06-6241-6540）
処分の名称	社会福祉連携推進法人に対する改善命令（法令等の違反に対する勧告の未措置に係る措置命令）
概要	大阪市長が所轄庁である社会福祉連携推進法人が、法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときは、改善を勧告することができ（社会福祉法第144条により準用される同法第56条第4項）、さらに、勧告を受けた社会福祉連携推進法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置を採らなかったときは、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第144条により準用される同法第56条第6項
処分基準	第144条 第五十六条（第八項を除く。）、第五十七条の二、第五十九条、第五十九条の二（第二項を除く。）及び第五十九条の三の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。 第56条第6項 所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） (06-6241-6540)
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）（06-6241-6540）
処分の名称	社会福祉連携推進法人に対する業務停止命令及び役員解職勧告
概要	大阪市長が所轄庁である社会福祉連携推進法人が、社会福祉法第144条により準用される同法第56条第6項による改善命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第144条により準用される第56条第7項
処分基準	第144条 第五十六条（第八項を除く。）、第五十七条の二、第五十九条、第五十九条の二（第二項を除く。）及び第五十九条の三の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。 第56条第7項 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） (06-6241-6540)
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） (06-6241-6540)
処分の名称	社会福祉連携推進認定の取消し
概要	大阪市長が所轄庁であり、社会福祉連携推進法人が、社会福祉法第145条第1項に該当する場合は取り消さなければならず、同条第2項の各号に該当する場合は、社会福祉連携推進認定を取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第145条
処分基準	第145条第1項 一 第128条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。 二 偽りその他不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき。 同条第2項 一 第127条各号（第5号を除く。）に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。 二 社会福祉連携推進法人から社会福祉連携推進認定の取消しの申請があったとき。 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課(06-6208-8011)
処分課（担当）名	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
処分の名称	職権による保護の開始及び変更
概要	緊急入院など、急迫している場合は、各区保健福祉センター所長又は市長の判断で、生活保護法の適用開始及び変更を行います。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第25条第1項、第2項
処分基準	<p>緊急入院など、急迫している場合は、各区保健福祉センター所長又は市長の判断で、生活保護法の適用開始を行います。急迫状態がなくなった時には、本人と面接し保護が必要な状態かどうか審査します。審査の基準は保護の開始申請に準じています。</p> <p>①申請者やその家族が、働く能力に応じて就労収入を得ているか。  ②他の法律や制度から給付される年金や手当等を活用しているか。  ③資産（預貯金、生命保険、活用可能な土地・家屋・自動車等）についても、活用や処分をして当面の生活費にあてることができるか。</p> <p>そのほか、親・子・兄弟姉妹・子の親等の民法上の扶養義務者から扶養援助を受けられないか確認を行うことや、生活保護法第28条により申請者やその家族の病状等を把握する必要がある場合は医療機関において検診を受けていただくことがあります。また、生活保護法第29条により金融機関、生命保険会社等へ申請者及び家族の資産について調査するなど、保護の必要性についての調査を行ったうえで判断します。</p>
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課(06-6208-8011)
処分課（担当）名	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
処分の名称	保護の停止又は廃止
概要	収入の増加等により、生活保護法の適用が必要でないと各区保健福祉センター所長又は市長が判断した場合は、すみやかに生活保護を停止又は廃止します。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第26条
処分基準	<p>被保護者（生活保護受給者）が保護を必要としなくなった場合には、生活保護の停止又は廃止をします。保護を停止又は廃止する場合の基準は生活保護法に定める補足性の原理、基準及び程度の原則などに基づき行いますが、主なものは以下のとおりです。</p> <p>①被保護者が働く能力に応じて働いた収入が、生活保護基準を上回った場合  ②親・子・兄弟姉妹・子の親等などの民法に定める扶養義務者からの援助を受けることができ、その収入が生活保護基準を上回った場合  ③他の法律や制度から給付される年金や手当等を受けることができ、その収入が生活保護基準を上回った場合  ④資産（預貯金、生命保険、活用可能な土地・家屋・自動車等）についても、活用や処分をして当面の生活費にあてることができた場合  ⑤①～④の複数の収入の合算により生活保護基準を上回った場合</p>
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課(06-6208-8011)
処分課（担当）名	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
処分の名称	報告、調査及び検診に応じないときの保護の変更、停止又は廃止
概要	生活保護の申請者又は被保護者が、保護の適用、継続のために、各区保健福祉センター所長又は市長の行う必要な報告の求めや調査、検診命令に応じない場合は、生活保護法の申請を却下又は生活保護の変更、停止若しくは廃止を行う場合があります。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第28条第5項
処分基準	生活保護の申請者又は被保護者（生活保護受給者）が、各区保健福祉センター所長又は市長が保護の決定のために行う必要な報告の求めや調査、検診命令に応じない場合は、生活保護の要件を判断することができず、生活保護法第28条第5項に基づき生活保護の申請を却下又は生活保護の変更、停止若しくは廃止を行う場合があります。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課(06-6208-8024)
処分課（担当）名	福祉局生活福祉部保護課
処分の名称	保護施設の設備若しくは運営改善若しくはその事業の停止又は認可の取消
概要	都道府県知事（政令指定都市においては市長）は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対して、次に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は認可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第45条第2項 保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第12号）
処分基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護施設が生活保護法第39条に規定する基準に適合しなくなったとき</li><li>・保護施設存立の目的を失うに至ったとき</li><li>・保護施設が生活保護法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき</li><li>・保護施設が生活保護法第41条第3項各号に規定する基準に適合しなくなったとき</li><li>・保護施設が経営につき営利を図る行為があったとき</li><li>・正当な理由がないのに、生活保護法第41条第2項第6号の事業開始の予定年月日（同条第5項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日）までに事業を開始しないとき</li><li>・生活保護法第41条第5項の規定に違反したとき</li></ul>
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保護課 (06-6208-8021)
処分担当名	福祉局生活福祉部保護課
処分の名称	生活保護法指定医療機関の指定取消し又は指定の全部若しくは一部効力の停止
概要	生活保護法指定医療機関の指定を取り消す、又は指定の全部若しくは一部効力を停止します。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第51条第2項 生活保護法による医療扶助運営要領 (昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)
処分基準	<p>生活保護法第51条第2項各号に該当するときは、指定医療機関の指定を取り消すものとします。ただし、指定の取消の処分に該当する医療機関の機能、事案の内容等を総合的に勘案し、医療扶助のための医療の確保を図るため特に必要と認められる場合は、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止を行うことができるものとします。</p> <p>なお、同条第2項第4号に規定する「診療報酬の請求に関し不正があったとき」とは、次の(ア)及び(イ)の場合をいい、同条第2項第9号に規定する「被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき」とは次の(ウ)及び(エ)の場合をいいます。</p> <p>(ア) 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったとき。 (イ) 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったとき。 (ウ) 故意に不正又は著しく不当な診療を行ったとき。 (エ) 重大な過失により、不正又は著しく不当な診療をしばしば行ったとき。</p>
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保護課 (06-6208-8021)
処分担当名	福祉局生活福祉部保護課
処分の名称	生活保護法指定介護機関の指定取消し又は指定の全部若しくは一部効力の停止
概要	生活保護法指定介護機関の指定を取り消す、又は指定の全部若しくは一部効力を停止します。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第54条の2第4項 生活保護法による介護扶助運営要領 (平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知)
処分基準	生活保護法第54条の2第6項の規定に基づき準用する同法第51条第2項各号に該当するときは、介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定介護機関の指定を取り消す、又は指定の全部若しくは一部効力を停止するものとします。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保護課 (06-6208-8021)
処分担当名	福祉局生活福祉部保護課
処分の名称	生活保護法指定助産機関及び施術機関の指定取消し又は指定の全部若しくは一部効力の停止
概要	生活保護法指定助産機関及び施術機関の指定を取り消す、又は指定の全部若しくは一部効力を停止します。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第55条第2項 生活保護法による医療扶助運営要領 (昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)
処分基準	生活保護法第55条第2項の規定に基づき準用する同法第51条第2項各号 (第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。)に該当するときは、指定施術機関の指定を取り消す、又は指定の全部若しくは一部効力を停止するものとします。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課(06-6208-8011)
処分課（担当）名	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
処分の名称	指導指示に応じないときの保護の変更、停止又は廃止
概要	被保護者が、保護の決定のために、各区保健福祉センター所長又は市長の行う指導指示に応じない場合は、生活保護の変更、停止及び廃止を行う場合があります。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第62条第3項
処分基準	被保護者（生活保護受給者）が、保健福祉センター所長又は市長が保護の決定のために行う指導指示に従わなかった場合は、生活保護の変更、停止及び廃止を行う場合があります。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課(06-6208-8011)
処分課（担当）名	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
処分の名称	費用返還決定
概要	被保護者（生活保護受給者）が急迫の場合など、資力があるにもかかわらず生活保護を受けたときは、受給した保護費の全部又は一部の返還請求を行います。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第63条
処分基準	被保護者が、急迫の場合などで、預貯金、生命保険など資産があるにもかかわらず、生活保護を受けたとき（預貯金を現金化した時や生命保険金を得たときなど。）。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課(06-6208-8011)
処分課（担当）名	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
処分の名称	扶養義務者からの費用徴収決定
概要	被保護者（生活保護受給者）に対して、民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、その費用の全部または一部を、その者から徴収することができます。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第77条
処分基準	被保護者（生活保護受給者）に対して、民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者は、その義務の範囲内において、生活保護費の全部または一部の返還を求められた場合は、支払わなければなりません。（扶養義務者が負担すべき額について、各区保健福祉センター所長又は市長と扶養義務者の協議が調わない場合は各区保健福祉センター所長又は市長が家庭裁判所に申立を行い、家庭裁判所が決定します。）
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課(06-6208-8011)
処分課（担当）名	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
処分の名称	費用徴収決定
概要	被保護者（生活保護受給者）が急迫の場合など、資力があるにもかかわらず生活保護を受けたときは、受給した保護費の全部もしくは一部の返還請求を行います。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第77条の2
処分基準	被保護者が、急迫の場合などで、預貯金、生命保険など資産があるにもかかわらず、生活保護を受けたとき（預貯金を現金化した時や生命保険金を得たときなど。）。（保護の実施機関の責めに帰すべき理由によって、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときを除く。）
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課(06-6208-8011)
処分課（担当）名	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
処分の名称	不正受給者からの費用徴収決定
概要	不実の申請や不正な手段によって生活保護を受けた者があるときはその全部又は一部の返還請求を行います。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第78条
処分基準	不実の申請や不正な手段によって生活保護を受けた場合、又は他人に受けさせた場合。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部運営指導課（指導グループ） （06-6241-6527）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定の取消し及び効力の停止
概要	利用者に対する権利侵害行為が認められた場合、指定基準違反や障害児通所給付費等の請求に不正があった場合、人員、設備及び運営基準違反についての改善が見込めない場合などについては、指定の取消し等を行うことがあります。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の24第1項（指定障害児通所支援事業者） 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の17（指定障害児入所施設） 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の36（指定障害児相談支援事業者） 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の18第6項、第7項
処分基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者が、児童福祉法（以下法という）第21条の5の15第3項第4号から第5号の2、第13号又は第14号のいずれかに該当するに至ったとき（法第21条の5の24第1項第1号又は法第24条の17第1項第1号）</li> <li>2 指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法（以下法という）第24条の28第2項において準用する法第21条の5の15第3項第5号、第5号の2又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。（法第24条の36第1項第1号）</li> <li>3 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者又は指定障害児相談支援事業者（以下、「指定障害児通所支援事業者等」）が、法第21条の5の18第3項、法第24条の11第3項又は法第24条の30第3項の規定に違反したと認められるとき（同項第2号）</li> <li>4 指定障害児通所支援事業者等が、当該指定に係る障害児通所支援事業所、障害児入所施設又は障害児相談支援事業所（以下「障害児通所支援事業所等」）の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法第21条の5の19第1項、第24条の12第1項又は第24条の31第1項の内閣府令で定める基準を満たすことができなくなったとき（同項第3号）</li> <li>5 指定障害児通所支援事業者等が、法第21条の5の19第2項、第24条の12第2項又は第24条の31第2項の内閣府令で定める基準に従って適正な指定通所支援、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき（同項第4号）</li> <li>6 障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費又は障害児相談支援給付費の請求に関し不正があったとき（同項第5号）</li> <li>7 指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児入所施設の長その他の従業者が、法第21条の5の22第1項、第24条の15第1項又は第24条の34第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき（同項第6号）</li> <li>8 指定障害児通所支援事業者等又は当該指定に係る障害児通所支援事業所等の従業者が、法第21条の5の22第1項、第24条の15第1項又は第24条の34第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所等の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者等が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く（同項第7号）</li> <li>9 指定障害児通所支援事業者等が、不正の手段により法第21条の5の3第1項、第24条の2第1項又は第24条の26第1項第1号の指定を受けたとき（同項第8号）</li> <li>10 上記に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき（同項第9号）</li> <li>11 上記に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。（同項第9号）</li> <li>12 上記に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者等が、障害児通所支援等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき（同項第10号）</li> <li>13 指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に指定障害児通所支援等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき（同項第11号）</li> <li>14 指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。（同項第11号）</li> <li>15 指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児通所支援又は障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき（同項第12号）</li> <li>16 指定障害児通所支援事業者等が法第33条の18第4項の規定による命令に従わないとき（法第33条の18第6項第7項）</li> </ol>
ホームページ	

様式 2

備考	・処分される側の反論（聴聞・弁明）の機会の保障
----	-------------------------

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-8076)
処分課（担当）名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児通所給付費の支給決定の取消し
概要	障がい児通所給付費決定をうけた障がい児の保護者が、住所変更により他の市町村へ転出した場合や、支給決定を受けた障がい児が指定通所支援を受ける必要がなくなったときは、障がい児通所給付費の決定を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法 第21条の5の9 児童福祉法施行令 第25条の4 児童福祉法施行規則 第18条の24
処分基準	①通所給付費決定に係る障がい児が、指定通所支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 ②通所給付費決定保護者が、通所給付費決定期間内に、他の市町村に居住地を有するに至ったと認めるとき ③通所給付費決定に係る障がい児又はその保護者が、正当な理由なしに児童福祉法第21条の5の6第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-8076)
処分課（担当）名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児入所給付費の支給決定の取消し
概要	障がい児入所給付決定をうけた障がい児の保護者が、住所変更により他の市町村へ転出した場合や、支給決定を受けた障がい児が指定入所支援を受ける必要がなくなったときは、障がい児入所給付費の決定を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法 第24条の4 児童福祉法 第59条の4 児童福祉法施行令 第27条の3 児童福祉法施行令 第45条 児童福祉法施行規則 第25条の14 地方自治法施行令 第174条の26
処分基準	①入所給付決定に係る障がい児が、指定入所支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 ②入所給付決定保護者が、給付決定期間内に、他の市町村に居住地を有するに至ったと認めるとき。 ③障がい児入所給付費の支給決定の申請に関し虚偽の申請をしたとき。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-8076)
処分課（担当）名	各区保健福祉課
処分の名称	費用徴収
概要	<p>障がい児施設への入所措置は、経済的理由ということを必ずしも必要とせず、児童が要保護という要件に該当すれば、障がい児施設へ入所措置を行っています。</p> <p>この、入所措置を採った場合、まず、その措置費は国や都道府県又は政令市が障がい児施設に対し支弁を行い、その支弁した措置費についてはそれぞれの支弁に係る厚生労働大臣、都道府県又は政令市が本人又はその扶養義務者の負担能力に応じ徴収することができます。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>児童福祉法第56条2項 大阪市児童福祉法施行細則第15条 児童福祉法に基づく費用徴収金の特例等に関する要綱</p>
処分基準	<p>措置費の徴収事務は、昭和62年4月から地方公共団体の事務とされ、個々の家庭からの徴収は都道府県や市町村において定められるとされています。</p> <p>しかし、国庫負担金の交付の均衡を図る趣旨から、措置費国庫負担金の交付基準で徴収基準額表が定められています。</p> <p>障がい児施設における費用徴収基準額の階層区分は、A階層（生活保護法による被保護世帯）、B階層（市町村民税非課税世帯）、C階層（所得税非課税世帯）、D階層（所得税課税世帯）の4階層に区分されており、さらにC階層については、市町村民税の所得割課税額の有無に応じて2区分に、また、D階層については所得税課税額の多寡に応じて14区分にそれぞれ階層を区分され、全体で18階層の区分が設けられています。</p> <p>大阪市では、これらの徴収金基準額表を基準にして、大阪市児童福祉法施行細則及び児童福祉法に基づく費用徴収金の特例等に関する要綱で徴収基準額を設けています。</p>
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-7986)
処分課（担当）名	福祉局障がい者施策部障がい支援課
処分の名称	障がい児通所給付費等の不正利得の徴収
概要	<p>偽りその他不正の手段により障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費、特例障がい児相談支援給付費、障がい児入所給付費等を受けた者に対し、その給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>また、指定障がい児通所支援事業者等が、偽りその他不正の行為により障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費、障がい児入所給付費等の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額を返還させるとともに、返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>
根拠法令等 及び条項	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第57条の2第1項、第2項、第3項、第5項
処分基準	<p>1. 偽りその他不正の手段により障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費、特例障がい児相談支援給付費（以下「障がい児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障がい児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2. 指定障がい児通所支援事業者等又は指定障がい児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障がい児通所支援事業者等又は指定障がい児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>3. 偽りその他不正の手段により障がい児入所給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その障がい児入所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>4. 指定障がい児入所施設等が、偽りその他不正の行為により障がい児入所給付費若しくは特定入所障がい児食費等給付費又は障がい児入所医療費の支給を受けたときは、当該指定障がい児入所施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-8082)
処分担当名	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
処分の名称	特別児童扶養手当の受給資格の喪失
概要	特別児童扶養手当を受給している方が、支給要件に該当しなくなった場合は受給権を失う。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第3条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第1条の2
処分基準	◎次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、受給資格を喪失します。  (1) 障がい児が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3で定める障害等級に該当する程度の障がいの状態ではなくなった場合 ○「障がい児」とは、20歳未満であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3で定める障害等級に該当する程度の障がいの状態にある者をいいます。 ○従って、障がい児が20歳に達した場合には、受給資格を喪失します。  (2) 受給資格者が、障がいを支給事由とする給付で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条の2各号で定めるものを受けられることができる場合。 ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除きます。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007186.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007186.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-8082)
処分担当名	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
処分の名称	特別児童扶養手当の支給の制限
概要	受給資格者又は生計を一にする世帯員の所得が、政令に定める所得を超える場合は手当の支給が止まります。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第6条・第7条・第8条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第2条・第4条・第5条
処分基準	<p>◎次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、その年の8月から翌年の7月まで手当を支給しません。</p> <p>(1) 受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無および数に応じて、政令に定める額を超える場合。</p> <p>(2) 受給資格者の配偶者の前年の所得、または受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、当該受給資格者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無および数に応じて、別表に定める額以上である場合。</p> <p>※民法第877条第1項……直系血族および兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。</p> <p>○「前年の所得」による支給制限の期間は、8月から翌年の7月までを一つの期間としているので、翌年の1月から7月までの期間に関わる支給の制限に対応する所得は、前々年の所得となります。</p> <p>○「扶養親族等」とは、受給資格者および受給資格者の配偶者、または受給資格者の扶養義務者の前年における所得税法上の扶養親族をいいます。</p>
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007186.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007186.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-8082)
処分担当名	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
処分の名称	特別児童扶養手当の不支給
概要	受給資格にかかわる各届け出については、受給資格者等に義務付けられていますが、制度の適正な実施を図るために実施機関に調査権等が付与されています。 その上で、正当な理由無く質問・診断に応じない場合は、支給を行わないことができます。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第11条
処分基準	◎次に掲げる要件に該当する場合、手当の額の全部または一部を支給しないことがあります。 受給資格者が正当な理由がなくて、次のア～エの命令または質問もしくは診断に応じなかった場合 ア. 受給資格者に対して、受給資格の有無もしくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出させる命令 イ. 受給資格者その他の関係者に対して、受給資格者の有無もしくは手当の額の決定のために必要な事項について行う質問 ウ. 障がい児に対して、指定する医師もしくは歯科医師の診断を受けさせる命令 エ. 障がい児に対して、障害の状態について行う診断
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007186.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007186.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-8082)
処分担当名	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
処分の名称	特別児童扶養手当 届出等未提出による手当支払いの差止め
概要	必要な届出をされない場合には、手当の支給を停止します。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第12条・第35条
処分基準	◎次に掲げる要件に該当する場合、手当の支払いを一時差し止めることがあります。  手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則で定める届出または書類その他の物件を提出しない場合  ○「届出または書類その他の物件」とは、次のことなどをいいます。 ・前年の所得に関する所得状況届または現況届 ・氏名または住所を変更したときの異動届 ・支給要件に該当しなくなったときの受給資格喪失届
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007186.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007186.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児福祉手当の受給資格の喪失
概要	障がい児福祉手当を受給している方が、支給要件に該当しなくなった場合は受給権を失う。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第17条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第1条の2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 第1条
処分基準	◎次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、受給資格を喪失します。  (1) 受給資格者が重度障がい児でなくなった場合 ○「重度障がい児」とは、20歳未満である障がい児の内、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1で定める程度の重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいいます。 ○従って、受給資格者が20歳に達した場合には、受給資格を喪失します。  (2) 受給資格者が、障がいを支給事由とする給付で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条の2各号で定めるものを受けられることができる場合。 ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除きます。  (3) 受給資格者が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する肢体不自由児施設、その他これに類する施設で障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令第1条各号で定める施設に入所した場合。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児福祉手当の支給の制限
概要	受給資格者の生計を一にする世帯全員の所得が政令に定める所得を超える場合は手当の支給が止まります。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第20条・第21条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第2条
処分基準	<p>◎次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、その年の8月から翌年の7月まで手当を支給しません。</p> <p>(1) 受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無および数に応じて、政令に定める額を超える場合。</p> <p>(2) 受給資格者の配偶者の前年の所得、または受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、当該受給資格者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無および数に応じて、別表に定める額以上である場合。</p> <p>※民法第877条第1項……直系血族および兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。</p> <p>○「前年の所得」による支給制限の期間は、8月から翌年の7月までを一つの期間としているので、翌年の1月から7月までの期間に関わる支給の制限に対応する所得は、前々年の所得となります。</p> <p>○「扶養親族等」とは、受給資格者および受給資格者の配偶者、または受給資格者の扶養義務者の前年における所得税法上の扶養親族をいいます。</p>
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児福祉手当の返還
概要	所得による支給制限を受けていた受給者が災害にあった場合に、一時的に所得制限を行わずに手当を受ける特例があります。 ただし、被災した年の所得が所得制限を受ける金額であった場合は、特例期間に受けた手当を返還しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第22条第2項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第2条
処分基準	<p>◎手当は、受給資格者もしくは受給資格者の配偶者または受給資格者の生計を維持する民法第877条第1項の扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の前年（または前々年）の所得がその扶養親族等の有無および数に応じて、別表に定める額を超えた場合または政令で定める額以上になった場合、その年の8月から翌年の7月までを一つの期間として、その支給が停止されます。 しかし、この所得による支給の制限は被災者がある場合、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当について、その損害を受けた前年または前々年における当該被災者の所得に関しては適用せず手当が支給されますが、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、手当を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 受給資格者が被災し、被災による損害を受けた年の所得が、受給資格者の扶養親族等の有無および数に応じて、政令で定める額を超える場合。</p> <p>(2) 扶養義務者が被災し、扶養義務者が被災による損害を受けた年の所得が、扶養義務者の扶養親族等の有無および数に応じて、政令で定める額以上になる場合。</p> <p>○「被災」とは、震災、風水害、火災、津波、落雷等の災害であり、冷害、干害、獣害、虫害などのような災害あるいは倒産などの人的災害は含みません。</p> <p>○「損害」とは、災害保険金等により補填された金額を除いて、被災者の財産の価格のおおむね2分の1以上の被害のことをいいます。</p>
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児福祉手当の不正利得の徴収
概要	偽りその他不正な手段により手当の支給を受けたものから、手当相当額を徴収することができる。 その徴収方法は国税徴収の例により、強制的に徴収することができる。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第24条
処分基準	◎次に掲げる要件に該当する場合、国税徴収の例により、手当の支給を受けた額に相当する金額の全部または一部を徴収します。  偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた場合  ○「偽りその他不正の手段」とは、次のことなどをいいます。 ・医師に不実の申立てをし、虚偽の診断書を作成させて、手当の支給を受けること ・他人の名義を盗用して、認定請求を行うことにより、手当の支給を受けること ・提出すべき書類に添付する証明書などを改変して、手当の支給を受けること ・受給資格の喪失事由に該当することを知っているにもかかわらず、届出せず手当の支給を受けること
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児福祉手当の不支給
概要	受給資格にかかわる各届け出については、受給資格者等に義務付けられていますが、制度の適正な実施を図るために実施機関に調査権等が付与されています。 その上で、正当な理由無く質問・診断に応じない場合は、支給を行わないことができます。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条 (第11条を準用)
処分基準	◎次に掲げる要件に該当する場合、手当の額の全部または一部を支給しないことがあります。 受給資格者が正当な理由がなくて、次のア～エの命令または質問もしくは診断に応じなかった場合 ア. 受給資格者に対して、受給資格の有無もしくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出させる命令 イ. 受給資格者その他の関係者に対して、受給資格者の有無もしくは手当の額の決定のために必要な事項について行う質問 ウ. 受給資格者に対して、指定する医師もしくは歯科医師の診断を受けさせる命令 エ. 受給資格者に対して、障害の状態について行う診断
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児福祉手当 届出等未提出による手当支払いの差止め
概要	必要な届出をされない場合には、手当の支給を停止します。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条 (第12条を準用)
処分基準	◎次に掲げる要件に該当する場合、手当の支払いを一時差し止めることがあります。  手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令(昭和50年8月13日厚生省令第34号)で定める届出または書類その他の物件を提出しない場合  ○「届出または書類その他の物件」とは、次のことなどをいいます。 ・前年の所得に関する所得状況届または現況届 ・氏名または住所を変更したときの異動届 ・支給要件に該当しなくなったときの受給資格喪失届
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児福祉手当の支払いの調整
概要	手当の返還が必要な方が、新しく手当を受給できるようになった場合に、受け取ることになる手当を返還にあてることができる。 期間等により、調整でなく返納の手続きになります。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条 (第16条を準用) (児童福祉手当法第31条を準用)
処分基準	◎次に掲げる要件に該当する場合、支払われた手当をその後に支払うべき手当の内払とみなすことがあります。  (1) 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたとき (2) 受給資格者および扶養義務者に被災者があり、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当を支給された場合で手当の全部又は一部を返還することとなった場合 (3) 手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合(当該減額すべきであった部分)
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	特別障がい者手当の受給資格の喪失
概要	特別障がい者手当を受給している方が、支給要件に該当しなくなると受給権を失う。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第1条第2項各号
処分基準	<p>◎次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、受給資格を喪失します。</p> <p>(1) 受給者が特別障がい者でなくなった場合</p> <p>○「特別障がい者」とは、20歳以上であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第2項各号、同施行令別表第1、別表第2で定める程度の著しく重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいいます。</p> <p>(2) 受給者が障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障がい者支援施設(次号において「障がい者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 受給者が障がい者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるもの(障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令第14条各号)に入所しているとき。</p> <p>(4) 受給者が病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。</p>
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	特別障がい者手当の支給の調整
概要	障がい者を介護する場合に支給される手当において、支給停止を行わずに支給金額の調整を行う手当があります。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第31条
処分基準	◎次に掲げる要件に該当する場合、手当は減額されます。  手当の支給要件に該当する者が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく介護手当を受けることができる場合  ○特別障がい者手当から受給している当該介護手当の額が減額されます。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	特別障がい者手当の不支給
概要	<p>受給資格にかかわる各届け出については、受給資格者等に義務付けられていますが、制度の適正な実施を図るために実施機関に調査権等が付与されています。</p> <p>その上で、正当な理由無く質問・診断に応じない場合は、支給を行わないことができます。</p>
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5（第11条を準用）
処分基準	<p>◎次に掲げる要件に該当する場合、手当の額の全部または一部を支給しないことがあります。</p> <p>受給資格者が正当な理由がなくて、次のア～エの命令または質問もしくは診断に応じなかった場合。</p> <p>ア. 受給資格者に対して、受給資格者の有無もしくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出させる命令</p> <p>イ. 受給資格者その他の関係者に対して、受給資格者の有無もしくは手当の額の決定のために必要な事項について行う質問</p> <p>ウ. 受給資格者に対して、指定する医師もしくは歯科医師の診断を受けさせる命令</p> <p>エ. 受給資格者に対して、障害の状態について行う診断</p>
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	特別障がい者手当 届出等未提出による手当支払いの差止め
概要	受給資格にかかわる届出が提出されない場合に、手当の支払を一時的に差し止めを行います。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5 (第12条を準用) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令
処分基準	◎次に掲げる要件に該当する場合、手当の支払いを一時差し止めることがあります。  (1) 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令(昭和50年8月13日厚生省令第34号)で定める届出または書類その他の物件を提出しない場合  ○「届出または書類その他の物件」とは、次のことなどをいいます。 ・前年の所得に関する所得状況届または現況届 ・氏名または住所を変更したときの異動届 ・支給要件に該当しなくなったときの受給資格喪失届
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	特別障がい者手当の支払いの調整
概要	手当の返還が必要な方が、新しく手当を受給できるようになった場合に、受け取ることになる手当を返還にあてることができる。 期間等により、調整でなく返納の手続きになります。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5 (第16条を準用)
処分基準	(児童福祉手当法第31条を準用) ◎次に掲げる要件に該当する場合、支払われた手当をその後に支払うべき手当の内払とみなすことがあります。  (1) 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたとき (2) 受給資格者および扶養義務者に被災者があり、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当を支給された場合で手当の全部又は一部を返還することとなった場合 (3) 手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合(当該減額すべきであった部分)
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	特別障がい者手当の支給の制限
概要	前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて一定額以上であるときは、手当の支給が停止されます。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5 (第20条、第21条を準用)
処分基準	<p>◎次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、その年の8月から翌年の7月まで手当を支給しません。</p> <p>(1) 受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無および数に応じて、政令に定める額を超える場合。</p> <p>(2) 受給資格者の配偶者の前年の所得、または受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、当該受給資格者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無および数に応じて、別表に定める額以上である場合。</p> <p>※民法第877条第1項……直系血族および兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。</p> <p>○「前年の所得」による支給制限の期間は、8月から翌年の7月までを一つの期間としているので、翌年の1月から7月までの期間に関わる支給の制限に対応する所得は、前々年の所得となります。</p> <p>○「扶養親族等」とは、受給資格者および受給資格者の配偶者、または受給資格者の扶養義務者の前年における所得税法上の扶養親族のことをいいます。</p>
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	特別障がい者手当の返還
概要	所得による支給制限を受けていた受給者が災害にあった場合に、一時的に所得制限を行わずに手当を受ける特例があります。 ただし、被災した年の所得が所得制限を受ける金額であった場合は、特例期間に受けた手当を返還しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5 (第22条第2項を準用)
処分基準	(第22条第2項を準用) ◎手当は、受給資格者もしくは受給資格者の配偶者または受給資格者の生計を維持する民法第877条第1項の扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の前年(または前々年)の所得がその扶養親族等の有無および数に応じて、政令に定める額を超えた場合または政令で定める額以上になった場合、その年の8月から翌年の7月までを一つの期間として、その支給が停止されます。しかし、この所得による支給の制限は被災者がある場合、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当について、その損害を受けた前年または前々年における当該被災者の所得に関しては適用せず手当が支給されますが、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、手当を返還しなければなりません。  (1) 受給資格者が被災し、被災による損害を受けた年の所得が、受給資格者の扶養親族等の有無および数に応じて、政令で定める額を超える場合。  (2) 扶養義務者が被災し、扶養義務者が被災による損害を受けた年の所得が、扶養義務者の扶養親族等の有無および数に応じて、政令に定める額以上になる場合。  ○「被災」とは、震災、風水害、火災、津波、落雷等の災害であり、冷害、干害、獣害、虫害などのような災害あるいは倒産などの人的災害は含みません。  ○「損害」とは、災害保険金等により補填された金額を除いて、被災者の財産の価格のおおむね2分の1以上の被害のことをいいます。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	特別障がい者手当 不正利得の徴収
概要	偽りその他不正な手段により手当の支給を受けたものから、手当相当額を徴収することができる。 その徴収方法は国税徴収の例により、強制的に徴収することができる。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5 (第24条を準用)
処分基準	◎次に掲げる要件に該当する場合、国税徴収の例により、手当の支給を受けた額に相当する金額の全部または一部を徴収します。  偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた場合  ○「偽りその他不正の手段」とは、次のことなどをいいます。 ・医師に不実の申立てをし、虚偽の診断書を作成させて、手当の支給を受けること ・他人の名義を盗用して、認定請求を行うことにより、手当の支給を受けること ・提出すべき書類に添付する証明書などを改変して、手当の支給を受けること ・受給資格の喪失事由に該当することを知っているにもかかわらず、届出せず手当の支給を受けること
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000022035.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-7986)
処分課（担当）名	福祉局障がい者施策部障がい支援課
処分の名称	自立支援給付の不正利得の徴収
概要	<p>偽りその他不正の手段により自立支援給付（居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所（ショートステイ）、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）等）を受けた者に対し、その給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>また、指定障がい福祉サービス事業者等及び指定相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障がい者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額を返還させるとともに、返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第8条第1項及び第2項
処分基準	<p>1. 偽りその他不正の手段により自立支援給付（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、高額障がい福祉サービス等給付費、特定障がい者特別給付費、特例特定障がい者特別給付費、自立支援医療費（育成医療及び精神通院医療を除く。）、療養介護医療費、基準外療養介護医療費、補装具費）を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障がい福祉サービス事業者等、第32条第1項に規定する指定相談支援事業者（以下「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、高額障がい福祉サービス等給付費、特定障がい者特別給付費、自立支援医療費（育成医療及び精神通院医療を除く。）又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>
ホームページ	

備考	
----	--

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-8245)
処分課（担当）名	各区保健福祉課
処分の名称	介護給付費、訓練等給付費の支給決定の取消し
概要	介護給付、訓練等給付等の障がい福祉サービスの支給決定をうけた障がい者（児）が、住所変更により他の市町村へ転出した場合や、支給決定を受けた障がい者（児）が障がい福祉サービスを受ける必要がなくなったときは、介護給付費、訓練等給付費等の支給決定を取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第25条
処分基準	1. 支給決定に係る障がい者（児）が、障がい福祉サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき 2. 支給決定障がい者（児）が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 3. 支給決定に係る障がい者又は障がい児の保護者が、正当な理由なしに支給要否決定を行うための調査に応じないとき 4. 支給決定の申請又は支給決定の変更の申請の際に、虚偽の申請をしたとき
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8081)
処分課（担当）名	各区保健福祉課（各区保健福祉センター）
処分の名称	地域相談支援給付決定の取消し
概要	地域相談支援給付費の給付決定を受けた障がい者が、住所変更により他の市町村へ転出した場合や、地域相談支援を受ける必要がなくなったときなどは、地域相談支援給付決定を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の10第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第26条の6
処分基準	(1) 給付決定に係る障がい者が、地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき (2) 給付決定障がい者が、給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき (3) 給付決定に係る障がい者が、正当な理由なしに給付要否決定を行うための調査に応じないとき (4) 給付決定障がい者が、給付決定の申請又は給付決定の変更の申請に関し、虚偽の申請をしたとき
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8081)
処分課（担当）名	各区保健福祉課（各区保健福祉センター）
処分の名称	計画相談支援給付費の支給の取消し
概要	計画相談支援対象障がい者等が、計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったときなどは、計画相談支援給付費の支給決定を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第7項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第34条の55第1項
処分基準	(1) 計画相談支援対象障がい者等が、計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき (2) 計画相談支援対象障がい者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	【更生】福祉局障がい者施策部障がい支援課（06-6208-7986） 【育成】健康局大阪市保健所管理課（06-6647-0661） 【精神】健康局健康推進部こころの健康センター（06-6922-8520）
処分課（担当）名	【更生】各区保健福祉課 【育成】健康局大阪市保健所管理課 【精神】健康局健康推進部こころの健康センター
処分の名称	自立支援医療の支給認定の取消し
概要	障がい者が、心身の障がい状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったときや他市町村へ居住地変更を行ったときなどは、自立支援医療の支給認定を取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第34条
処分基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>第57条</p> <p>支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <p>一 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>二 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）</p> <p>三 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第9条第1項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>四 その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定障害者等に対し医療受給者証の返還を求めるものとする。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課（06-6797-0370）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定自立支援医療機関の指定の取消し等
概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療機関として、大阪市長の指定を受けた医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という）の指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第68条
処分基準	<p>1</p> <p>一 ①健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーション等でないとき。 ②自立支援医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導又は勧告を受けたものであるとき。 ③申請者が障害者総合支援法第67条第3項の規定による命令に従わないものであるとき。 ④指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。</p> <p>二 ①申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ②申請者がこの法律その他の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ③法人の役員等・法人でない者の管理者のうちに、障害者総合支援法第36条第3項第4号～9号までのいずれか該当する者のあるとき。</p> <p>三 「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」、健康保険の診療方針の例及び「障害者総合支援法第58条第4項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第62条第2項の規定による診療方針」に違反したとき。</p> <p>四 自立支援医療費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>五 障害者総合支援法第66条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 指定自立支援医療機関の開設者又は従業者が、障害者総合支援法第66条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 ただし、当該指定自立支援医療機関の従事者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定自立支援医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>2</p> <p>①不正の手段により障害者総合支援法第54条第2項の指定を受けたとき ②この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等に基づく命令若しくは処分に違反したとき ③自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき ④法人の役員等のうちに前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき ⑤法人でない場合において、その管理者が前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであるとき。</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000166857.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000166857.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-8015)
処分課（担当）名	福祉局障がい者施策部障がい支援課
処分の名称	相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援事業又は福祉ホームの事業の停止等
概要	相談支援事業又は移動支援事業を行う者及び地域活動支援センター又は福祉ホームの設置者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の関係規定若しくは当該規定に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業にかかる者の処遇につき不当な行為をしたとき、関係規定に基づく基準に適合しなくなったとき又は関係法令に規定される措置受託義務に違反したときは、その事業の制限又は停止及び施設の設備若しくは運営の改善を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第82条第1項及び第2項
処分基準	<p>1 相談支援事業又は移動支援事業を行う者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたとき、又は身体障害者福祉法第18条の2、知的障害者福祉法第21条若しくは児童福祉法第21条の7の規定に違反したときは、その事業を行う者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p> <p>2 地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、当該地域活動支援センター若しくは福祉ホームが障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第1項の基準に適合しなくなったとき、又は身体障害者福祉法第18条の2、知的障害者福祉法第21条若しくは児童福祉法第21条の7の規定に違反したときは、その事業を行う者又はその設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第176号）</li> <li>・ 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第18条の2</li> <li>・ 知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）第21条</li> <li>・ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第21条の7</li> <li>・ 大阪市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例</li> <li>・ 大阪市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</li> </ul>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部運営指導課（指導グループ） （06-6241-6527）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設の指定の取消し及び効力の停止
概要	利用者に対する権利侵害行為が認められた場合、指定基準違反や介護給付費等の請求に不正があった場合、人員、設備及び運営基準違反についての改善が見込めない場合などについては、指定の取消し等を行うことがあります。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項（障害福祉サービス） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第3項（障害者支援施設） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条の3第6項
処分基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者（以下、「指定障害福祉サービス事業者等」）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下法という）第36条第3項第4号から第5号の2、第12号又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき（法第50条第1項第1号）</li> <li>2 指定障害福祉サービス事業者等が、法第42条第3項の規定に違反したと認められるとき（同項第2号）</li> <li>3 指定障害福祉サービス事業者等が、当該指定に係るサービス事業所又は障害者支援施設（以下「サービス事業所等」）の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法第43条第1項又は第44条第1項の基準を満たすことができなくなったとき（同項第3号）</li> <li>4 指定障害福祉サービス事業者等が、法第43条第2項又は第44条第2項で定める基準に従って適正な指定障害福祉サービス又は指定障害者支援施設の事業の運営をすることができなくなったとき（同項第4号）</li> <li>5 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき（同項第5号）</li> <li>6 指定障害福祉サービス事業者等が、法第48条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき（同項第6号）</li> <li>7 指定障害福祉サービス事業者等又は当該指定に係るサービス事業所等の従業者が、法第48条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所等の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者等が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く（同項第7号）</li> <li>8 指定障害福祉サービス事業者等が、不正の手段により法第29条第1項の指定を受けたとき（同項第8号）</li> <li>9 上記に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき（同項第9号）</li> <li>10 上記に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者等が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき（同項第10号）</li> <li>11 指定障害福祉サービス事業者等が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき（同項第11号）</li> <li>12 指定障害福祉サービス事業者等が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき（同項第12号）</li> </ol> <p>（※障害者支援施設については、法第50条第3項により上記を準用）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>13 指定障害福祉サービス事業者等が法第76条の3第4項の規定による命令に従わないとき（法第76条の3第6項）</li> </ol>
ホームページ	
備考	・ 処分される側の反論（聴聞・弁明）の機会の保障

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部運営指導課（指導グループ） （06-6241-6527）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の取消し及び効力の停止
概要	利用者に対する権利侵害行為が認められた場合、指定基準違反や介護給付費等の請求に不正があった場合、人員、設備及び運営基準違反についての改善が見込めない場合等については、指定の取消し等を行うことがあります。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の29第1項(一般相談支援) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の29第2項(特定相談支援) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条の3第6項
処分基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第3項第5号、第5号の2又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき（法第51条の29第1項第1号。特定相談支援については、同条第2項第1号）</li> <li>2 指定相談支援事業者が、法第51条の22第3項の規定に違反したと認められるとき（同項第2号）</li> <li>3 指定相談支援事業者が、当該指定に係る指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法第51条の23第1項又は第51条の24第1項の基準を満たすことができなくなったとき（同項第3号）</li> <li>4 指定相談支援事業者が、法第51条の23第2項又は第51条の24第2項で定める基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき（同項第4号）</li> <li>5 地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき（同項第5号）</li> <li>6 指定相談支援事業者が、法第51条の27第1項又は第2項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき（同項第6号）</li> <li>7 指定相談支援事業者又は当該指定に係る相談支援事業所の従業者が、法第51条27の第1項又は第2項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く（同項第7号）</li> <li>8 指定相談支援事業者が、不正の手段により法第51条の14第1項又は法第51条の17第1項第1号の指定を受けたとき（同項第8号）</li> <li>9 上記に掲げる場合のほか、指定相談支援事業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき（同項第9号）</li> <li>10 上記に掲げる場合のほか、指定相談支援事業者が、地域相談支援又は計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき（同項第10号）</li> <li>11 指定相談支援事業者の役員又はその指定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に地域相談支援又は計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき（同項第11号）</li> <li>12 指定一般相談支援事業者の設置者が法第76条の3第4項の規定による命令に従わないとき（法第76条の3第6項）</li> </ol>
ホームページ	
備考	・処分される側の反論（聴聞・弁明）の機会の保障

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-8081)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	身体障がい者手帳の返還命令
概要	<p>市長は次に掲げる場合には、身体障がい者手帳の交付を受けた方に対して身体障がい者手帳の返還を命ずることがあります。</p> <p>①本人の障がい者手帳が別表に掲げるものに該当しないと認めた場合  ②身体障がい者手帳の交付を受けた方が正当な理由がなく、身体障害者福祉法第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を拒み、又は忌避した場合  ③身体障がい者手帳の交付を受けた者がその身体障がい者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき</p>
根拠法令等 及び条項	身体障害者福祉法第16条第2項
処分基準	<p>第16条  2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対して身体障害者手帳の返還を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本人の障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき。</li> <li>2 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。</li> <li>3 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。</li> </ol> <p>※上記の条文における都道府県知事は、大都市の特例により政令指定都市の市長と読みかえる</p> <p>※第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。</li> <li>2 公共職業能力開発施設を行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。</li> <li>3 前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。</li> </ol> <p>※児童福祉法  第19条 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行ない、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行なわなければならない。</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007734.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007734.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局高齢者施策部高齢福祉課 (06-6208-8026)
処分担当名	各区保健福祉センター
処分の名称	老人福祉法による措置の解除
概要	老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第1号及び第2号の規定により措置を受けたものについて、処分基準のいずれかに該当する場合、措置の解除を行うことがある。
根拠法令等 及び条項	老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項及び第12条 老人ホームへの入所措置等の指針について(平成18年3月31日老発第10331028号厚生労働省老健局長通知)
処分基準	<p>(1) 措置の基準に適合しなくなった場合</p> <p>(2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3箇月を超えるに至った場合</p> <p>(3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合</p> <p>(4) やむを得ない事由による措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能となった場合</p> <p>○「やむを得ない事由の解消」とは、次のことをいいます。</p> <p>①措置をうけている者の後見人等が選任され、介護保険法に規定するサービスの契約を締結したとき</p> <p>②家族等からの虐待又は無視の状態から離脱し、サービス提供事業者との契約を締結したとき</p> <p>(5) その他保健福祉センター所長の判断により措置の解除が適当と認められる場合</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000499847.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000499847.html</a> <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000198227.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000198227.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6310） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	老人居宅生活支援事業者に対する制限・停止命令
概要	老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは別表に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第2項
処分基準	老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、不当に営利を図ったりまた不当な行為を行った場合はその事業の制限・停止命令を行うことがある。  (参考) ・「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部高齢福祉課（06-6208-8057）
処分課（担当）名	各区保健福祉センター
処分の名称	老人福祉法による措置に要する費用の徴収
概要	老人福祉法では法第28条第1項の規定により、法第10条の4第1項及び第11条の措置に要する費用については、当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部または一部を徴収できる
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法第28条第1項</li> <li>・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知）</li> </ul>
処分基準	<p>◎ 老人福祉法第11条第1項第1号に基づく措置により養護老人ホームに入所している場合、その費用について、入所者本人またはその主たる扶養義務者から、その負担能力に応じた額を徴収します。</p> <p>○ 「主たる扶養義務者」とは次の方をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所の際に入所者と同一世帯・同一生計にある配偶者及び子のうち最多納税額納付者。</li> <li>・入所の際に入所者と別居の配偶者及び子にあっては、入所の際同一世帯に属していた入所者の民法上の扶養義務者がいない場合に限り、次に該当する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①入所者本人を所得税又は地方税の控除対象配偶者・扶養親族としている配偶者または子</li> <li>②健康保険、船員保険または国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の被保険者または組合員で、入所者本人を被扶養者としている配偶者または子</li> <li>③給与の計算について、入所者本人を扶養手当またはこれに準じる手当の支給対象としている配偶者または子</li> <li>④①～③に該当する配偶者または子がない場合は、入所者本人への仕送り状況、入所者本人との間の資産面での関係の深さ等で、社会通念上主たる扶養義務者と認められる配偶者または子</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 「負担能力に応じた額」とは、前年の収入状況等により認定する階層に応じた額をいいます。</p> <p>◎ 老人福祉法第10条の4及び第11条第1項第2号に基づく措置を行った場合、当該措置に要した費用のうち介護保険により給付される額を除いた費用として大阪市が負担した額を徴収します。</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000499847.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000499847.html</a> <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000198227.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000198227.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ（06-4392-1727）
処分課（担当）名	福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ（06-4392-1727）
処分の名称	職権による要介護状態区分の変更の認定
概要	市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。
根拠法令等 及び条項	介護保険法第30条、第33条の3
処分基準	要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ（06-4392-1727）
処分課（担当）名	福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ（06-4392-1727）
処分の名称	職権による要介護認定の取消し
概要	市町村は、要介護認定を受けた被保険者が要介護者に該当しなくなったと認めるときは要介護認定を取消することができる。 また、要介護認定及び要介護状態区分の変更の認定の取消を行う際の調査、診断命令に正当な理由なしに従わないときは要介護認定を取消することができる。
根拠法令等 及び条項	介護保険法第31条
処分基準	・ 要介護認定を受けた被保険者について、要介護者に該当しなくなったと認めるときは要介護認定を取り消すことができる。 ・ 職権による要介護認定及び要介護状態区分の変更の認定の取消しを行う際の調査、診断命令に正当な理由なしに従わないときは要介護認定を取り消すことができる。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ（06-4392-1727）
処分課（担当）名	福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ（06-4392-1727）
処分の名称	職権による要支援認定の取消し
概要	市町村は、要支援認定を受けた被保険者が要支援者に該当しなくなったと認めるときは要支援認定を取消することができる。 また、要支援認定の取消を行う際の調査、診断命令に正当な理由なしに従わないときは要支援認定を取消することができる。
根拠法令等 及び条項	介護保険法第34条
処分基準	・要支援認定を受けた被保険者について、要支援者に該当しなくなったと認めるときは要支援認定を取消することができる。 ・職権による要支援認定の取消しを行う際の調査、診断命令に正当な理由なしに従わないときは要支援認定を取消することができる。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	保険給付の支払方法の変更
概要	要介護・要支援認定をうけた第1号被保険者が、介護保険料納期限から1年間以上保険料を納付していない場合、保険給付の支払い方法を償還払いに変更する。 （サービス費の個人負担を一旦全額（10割）とし、後で9割、8割、7割もしくは6割相当額の払い戻し請求をうけることとなる。）
根拠法令等 及び条項	介護保険法第66条
処分基準	保険料を滞納している第1号被保険者である要介護被保険者等（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給、その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に介護保険料を納付しない（介護保険料を滞納している）場合、災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、要介護・要支援認定結果を被保険者証に記載する際（被保険者証の返付日）に、「支払方法変更の記載」をするものとする。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	保険給付の支払の一時差止
概要	要介護・要支援認定をうけた第1号被保険者が、介護保険料納期限から1年6か月間以上保険料を納付していない場合、償還払いに変更した保険給付を支払う際に一時差止を行う。差止した保険給付額は滞納保険料の控除対象とする。
根拠法令等 及び条項	介護保険法第67条第1項
処分基準	保険給付を受けることができる第1号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差止めるものとする。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	第2号被保険者に対する保険給付の支払いの一時差止
概要	要介護・要支援認定をうけた第2号被保険者に未納医療保険料等がある場合には、保険給付の支払い方法を償還払いに変更するとともに、償還払いに変更した保険給付を支払う際に一時差止を行う。
根拠法令等 及び条項	介護保険法第68条
処分基準	保険給付を受けることができる第2号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が払込義務を負う保険料又は掛金であって、その納期限又は払込期限までに納付しなかったものがある場合においては、災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、保険給付の支払い方法を償還払いに変更する旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載「保険給付差止の記載」をすることができる。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	保険給付の給付額減額
概要	要介護・要支援認定をうけた第1号被保険者が、介護保険料納期限から2年間以上滞納し保険料徴収権消滅時効を超えた場合、保険料未納期間に応じて、一定期間の保険給付率を本来の保険給付割合が9割もしくは8割の場合は7割に、本来の保険給付割合が7割の場合は6割に引き下げる。（利用者負担が1割又は2割の場合は3割に、利用者負担が3割の場合は4割になる）
根拠法令等 及び条項	介護保険法第69条
処分基準	要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定をした場合において、災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、当該認定に係る第1号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る期間（市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう）において「給付額減額等の記載」をするものとする。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6310） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6320）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者並びに第1号事業事業者の指定の取消し又は効力の停止
概要	介護保険法（以下「法」という。）では、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者並びに第1号事業（以下「指定居宅サービス事業者等」という）が、一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合に、指定居宅サービス事業者等の指定の取り消しや指定の効力を停止をすることができますとしています。
根拠法令等 及び条項	法第77条第1項 法第115条の9第1項 法第115条の45の9第1項 ・大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
処分基準	次の各号のいずれかに該当する場合においては、指定居宅サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。 1 指定居宅サービス事業者等が、第70条第2項第4号から第5号の2まで、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第10号の2（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）、第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）又は第115条の2第2項第4号から第5号の2まで、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第10号の2（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）、第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 2 指定居宅サービス事業者が、法第70条第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 3 指定居宅サービス事業者等が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法第74条第1項又は第115条の4第1項の大阪市の条例で定める基準又は同項の大阪市の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 4 指定居宅サービス事業者等が、法第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準又は法第115条の4第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。 5 指定居宅サービス事業者等が、法第74条第6項又は第115条の4第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。 6 居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。 7 指定居宅サービス事業者等が、法第76条第1項又は第115条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 8 指定居宅サービス事業者等又は当該指定に係る事業所の従業者が、法第76条第1項又は第115条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者等が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 9 指定居宅サービス事業者等が、不正の手段により法第41条第1項又は第53条第1項本文の指定を受けたとき。 10 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者等が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 11 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者等が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 12 指定居宅サービス事業者等が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 13 指定居宅サービス事業者等が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6310） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6320）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
概要	介護保険法（以下「法」という。）では、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下：「指定地域密着型サービス事業者等」という）が、一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合に、指定地域密着型サービス事業者等の指定の取り消しや指定の効力を停止をすることができますとしています。
根拠法令等 及び条項	法第78条の10 法第115条の19
処分基準	<p>市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型サービス事業者等が、法第78条の2第4項第4号の2から第5号の2まで、第9号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）、第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）又は第115条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第9号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）、第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</li> <li>指定地域密着型サービス事業者等が、法第78条の2第6項第3号から第3号の4まで又は第115条の12第4項第3号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。</li> <li>指定地域密着型サービス事業者等が、法第78条の2第8項又は第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</li> <li>指定地域密着型サービス事業者等が当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、法第78条の4第1項又は第115条の14第1項の大阪市の条例で定める基準若しくは同項の大阪市の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。</li> <li>指定地域密着型サービス事業者等が、法第78条の4第2項又は第5項又は、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</li> <li>指定地域密着型サービス事業者等が、法第78条の4第8項又は第115条の14第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。</li> <li>指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、法第28条第5項（第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。第84条、第92条及び第104条において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</li> <li>地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</li> <li>指定地域密着型サービス事業者等が、法第78条の7第1項又は第115条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</li> <li>指定地域密着型サービス事業者等又は当該指定に係る事業所の従業員が、法第78条の7第1項又は第115条の17第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</li> <li>指定地域密着型サービス事業者等が、不正の手段により法第42条の2第1項又は第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。</li> <li>前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者等が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</li> <li>前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者等が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</li> <li>指定地域密着型サービス事業者等が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</li> <li>指定地域密着型サービス事業者等が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</li> </ol>
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） （06-6241-6310）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し又は効力の停止
概要	介護保険法（以下「法」という。）では、指定居宅介護支援事業者が、一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合に、指定居宅介護支援事業者の指定の取り消しや指定の効力を停止をすることができますとしています。
根拠法令等 及び条項	法第84条第1項
処分基準	<p>次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>1 指定居宅介護支援事業者が、第79条第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号（同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第9号（同項第4号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第81条第1項の大阪市の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者が、第81条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>5 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>6 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>7 指定居宅介護支援事業者が、第83条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>8 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第83条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>9 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第46条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>10 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>11 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>12 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者がいるとき。</p>
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6310） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は効力の停止
概要	介護保険法（以下「法」という。）では、指定介護老人福祉施設が、一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合に、指定介護老人福祉施設の指定の取り消しや指定の効力を停止をすることができるとしています。
根拠法令等 及び条項	法第92条第1項
処分基準	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 1 指定介護老人福祉施設が、第86条第2項第3号、第3号の2又は第7号（ハに該当する者があるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 2 指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について、第88条第1項の大阪市の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 3 指定介護老人福祉施設が、第88条第2項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をすることができなくなったとき。 4 指定介護老人福祉施設の開設者が、第八十八条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。 5 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 6 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。 7 指定介護老人福祉施設が、第90条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 8 指定介護老人福祉施設の開設者又はその長若しくは従業者が、第90条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護老人福祉施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護老人福祉施設の開設者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 9 指定介護老人福祉施設の開設者が、不正の手段により第48条第1項第1号の指定を受けたとき。 10 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 11 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 12 指定介護老人福祉施設の開設者の役員又はその長のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6310） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は効力の停止
概要	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）では、指定介護療養型医療施設が、一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合に、指定介護療養型医療施設の指定の取消しや指定の効力を停止をすることができるとしています。
根拠法令等 及び条項	旧法第114条第1項
処分基準	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第48条第1項第3号の指定を取り消すことができる。 1 指定介護療養型医療施設が、旧法第107条第3項第3号、第4号、第9号（第4号の2に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第10号（第4号の2に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 2 指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について、旧法第110条第1項の大阪市の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 3 指定介護療養型医療施設が、旧法第110条第2項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をすることができなくなったとき。 4 指定介護療養型医療施設の開設者が、旧法第110条第5項に規定する義務に違反したと認められるとき。 5 旧法第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 6 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。 7 指定介護療養型医療施設が、旧法第112条第1項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 8 指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者、医師その他の従業者が、旧法第112条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護療養型医療施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 9 指定介護療養型医療施設の開設者が、不正の手段により旧法第48条第1項第3号の指定を受けたとき。 10 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき 11 前各号に定める場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者が居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 12 指定介護療養型医療施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該指定介護療養型医療施設の管理者のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 13 指定介護療養型医療施設の開設者が法人でない療養病床病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6310） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	介護老人保健施設の設備の使用制限等及び管理者の変更の命令
概要	介護保険法（以下「法」という。）では、介護老人保健施設の設備が一定の要件を満たさなかった場合に、介護老人保健施設に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができるとしています。
根拠法令等 及び条項	法第101条、第102条第1項
処分基準	1 介護老人保健施設が、法第97条第1項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに大阪市の条例で定める施設を有しなくなったとき、又は同条第3項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなったときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。 2 介護老人保健施設の管理者が介護老人保健施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、介護老人保健施設の管理者の変更を命ずることができる。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6310） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	介護老人保健施設の許可の取消し又は効力の停止
概要	介護保険法（以下「法」という。）では、介護老人保健施設が、一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合に、介護老人保健施設の許可の取り消しや許可の効力を停止をすることができますとしています。
根拠法令等 及び条項	法第104条第1項
処分基準	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護老人保健施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができます。 1 介護老人保健施設の開設者が、第94条第1項の許可を受けた後正当の理由がないのに、6月以上その業務を開始しないとき。 2 介護老人保健施設が、第94条第3項第4号から第5号の2まで、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第11号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 3 介護老人保健施設の開設者が、第97条第7項に規定する義務に違反したと認められるとき。 4 介護老人保健施設の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき。 5 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 6 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。 7 介護老人保健施設の開設者等が、第100条第1項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 8 介護老人保健施設の開設者等が、第100条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該介護老人保健施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護老人保健施設の開設者又は当該介護老人保健施設の管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 9 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 10 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 11 介護老人保健施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護老人保健施設の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 12 介護老人保健施設の開設者が第94条第3項第1号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） （06-6241-6310）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定介護予防支援事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
概要	介護保険法では、指定介護予防支援事業者が、一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合に、指定介護予防支援事業者の指定の取り消しや指定の効力を停止をすることができますとしています。
根拠法令等 及び条項	介護保険法第115条の29
処分基準	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 1 指定介護予防支援事業者が、第115条の2第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号（同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第9号（同項第4号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 2 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の2第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 3 指定介護予防支援事業者が、第115条の2第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 4 指定介護予防支援事業者が、第115条の2第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。 5 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。 6 指定介護予防支援事業者が、第115条の2第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 7 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の2第1項の規定により出頭を求められてこれにせず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 8 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第58条第1項の指定を受けたとき。 9 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 10 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 11 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6310） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	介護医療院の設備の使用制限等及び管理者の変更の命令
概要	介護保険法（以下「法」という。）では、介護医療院の設備が一定の要件を満たさなかった場合に、介護医療院に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができるとしています。
根拠法令等 及び条項	法第114条の3、第114条の4第1項
処分基準	1 介護医療院が、第百十一条第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなったとき、又は同条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなったときは、当該介護医療院の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。 2 介護医療院の管理者が介護医療院の管理者として不相当であると認めるときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、介護医療院の管理者の変更を命ずることができる。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6310） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	介護医療院の許可の取消し又は効力の停止
概要	介護保険法（以下「法」という。）では、介護医療院が、一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合に、介護医療院の許可の取り消しや許可の効力を停止をすることができますとしています。
根拠法令等 及び条項	法第114条の6第1項
処分基準	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護医療院に係る第七条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一 介護医療院の開設者が、許可を受けた後正当な理由がなく、六月以上その業務を開始しないとき。 二 介護医療院が、第七条第三項第四号から第六号まで、第十三号（第七号に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十四号（第七号に該当する者のあるものであるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 三 介護医療院の開設者が、第一百一十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。 四 介護医療院の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき。 五 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。 七 介護医療院の開設者等が、百十四条の二第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 八 介護医療院の開設者等が、百十四条の二第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、介護医療院の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護医療院の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 九 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 十 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 十一 介護医療院の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護医療院の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 十二 介護医療院の開設者が第七条第三項第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ (06-6208-9872)
処分課（担当）名	各区役所窓口サービス課（保険年金：管理）
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る被保険者証の返還命令
概要	災害その他の特別の事情がないにもかかわらず、大阪市国民健康保険料を滞納している場合には国民健康保険被保険者証を返還していただき、「被保険者資格証明書（資格証）」を交付することがあります。資格証で医療機関にかかった場合、医療費等はいったん全額（10割）を自己負担していただきます。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第9条第3項から第6項まで ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192_20190522_501AC000000009&amp;openerCode=1">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192_20190522_501AC000000009&amp;openerCode=1</a> ) 国民健康保険法施行令 第1条 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/333C00000000362_20170401_429C0000000098/0?revIndex=3&amp;lawId=333C00000000362&amp;openerCode=1">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/333C00000000362_20170401_429C0000000098/0?revIndex=3&amp;lawId=333C00000000362&amp;openerCode=1</a> )
処分基準	保険料を滞納している世帯主が、当該保険料の納期限から1年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、「災害その他の特別な事情」として次に掲げる場合を除き、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとします。 (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にあったこと (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと (4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと 世帯主が被保険者証を返還したときは、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書を交付します。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る一部負担金不払いによる徴収
概要	保険医療機関等は、療養の給付を受ける大阪市国民健康保険被保険者より一部負担金の支払いを受けるべきものですが、被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、根拠法令（国民健康保険法79条の2）の規定による徴収金の例（督促・滞納処分）によりこれを処分することができ、保険医療機関等に対して、その処分によって得た徴収金のうちから当該請求にかかる一部負担金に相当する額を交付するものとされています。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第42条第2項 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#303">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#303</a> )
処分基準	処分を行うのは、保険医療機関が、善良な管理者と同一の注意をもって一部負担金の支払を受けるように努めた場合です。 「善良な管理者と同一の注意」とは、病院などの開設者という地位にある方に対して、一般的に要求される程度の注意義務をいいます。 その注意義務がつくされたかどうかは、義務者の主観的、個人的事由を考慮するのではなく、客観的事情に基づいて具体的ケースによって判断します。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る故意の場合の給付制限
概要	大阪市国民健康保険の被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかったり、負傷した場合には、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等を行わないことがあります。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第60条 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#443">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#443</a> )
処分基準	処分を行うのは、被保険者が自己の故意によって犯罪行為を行ったり、故意に疾病・負傷を負った場合です。 「犯罪行為」とは、刑法上刑罰を科される行為のみでなく、他の法令又は条例等により処罰の対象となる行為を含みます。 「自己の故意の犯罪行為」により疾病にかかり、又は負傷した例としては無免許で自動車を運転し、事故を起こして負傷した場合などです。 「故意に」疾病にかかり、又は負傷した例としては、自殺未遂により負傷した場合などです。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369690.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369690.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る闘争・泥酔等の場合の給付制限
概要	大阪市国民健康保険の被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかったり、負傷した場合には、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等の全部又は一部を行わないことがあります。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第61条 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#443">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#443</a> )
処分基準	処分を行うのは、被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病、負傷を負った場合です。 「闘争」とは、いわゆる喧嘩闘争のことをいいます。ただし、正当防衛に当たるときは除きます。また、「泥酔」とは、飲酒による酩酊の程度が著しい状態をいいます。 「著しい不行跡」に当たるかどうかについては、一般社会通念により判断します。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369690.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369690.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者が療養に関する指示に従わない場合の給付制限
概要	大阪市国民健康保険の被保険者又は被保険者であった方に対し、療養の給付等を一部行わないことがあります。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第62条 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#443">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#443</a> )
処分基準	処分を行うのは、被保険者又は被保険者であった方が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わない場合です。 「療養に関する指示に従わない」とは、医師などの指示に従わず、そのため療養上の障害を生じ、著しく保険給付費の増大をもたらすと認められる場合です。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369690.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369690.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者による強制診断等拒否の場合の給付制限
概要	保険給付に際し必要があると認めるときは、大阪市国民健康保険の被保険者又は被保険者であった方若しくは保険給付を受ける方に対し、文書その他の物件の提出又は提示を命じ、若しくは当該職員に質問又は診断をさせることがあります。 正当な理由なしに、この命令に従わず、若しくは答弁又は受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことがあります。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第63条、第66条 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#443">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#443</a> )
処分基準	処分を行うのは、保険給付に際し必要と認められた文書その他の物件の提出又は提示の命令、並びに質問又は診断を行わせたことについて、被保険者等が正当な理由なしに命令に従わず、若しくは答弁又は受診を拒んだときです。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ (06-6208-9872)
処分課（担当）名	各区役所窓口サービス課（保険年金：管理）
処分の名称	大阪市国民健康保険料を滞納した場合に係る保険給付の一時差止・滞納保険料の控除
概要	<p>災害その他の特別の事情がないにもかかわらず大阪市国民健康保険料を滞納している場合には、申請のあった保険給付の支払いを一時差し止めます。</p> <p>また、それでもなお滞納保険料を納付しない場合には、一時差し止めた保険給付額の全部又は一部を滞納保険料にあてさせていただきます。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>国民健康保険法 第63条の2 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192_20190522_501AC000000009&amp;openerCode=1">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192_20190522_501AC000000009&amp;openerCode=1</a> )</p> <p>国民健康保険法施行令 第1条、第29条の5が準用する第1条 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/333C00000000362_20170401_429C0000000098/0?revIndex=3&amp;lawId=333C00000000362&amp;openerCode=1">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/333C00000000362_20170401_429C0000000098/0?revIndex=3&amp;lawId=333C00000000362&amp;openerCode=1</a> )</p>
処分基準	<p>災害その他の特別の事情がないにもかかわらず、1年6か月を経過して保険料を滞納している場合、申請のあった保険給付の支払いを一時差し止めます。</p> <p>また、それでもなお滞納保険料を納付しない場合には、一時差し止めた保険給付の額から滞納保険料を控除します。</p> <p>なお、「災害その他の特別の事情」とは、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にあったこと</li> <li>(2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと</li> <li>(3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと</li> <li>(4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと</li> </ol>
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に対する不正利得の徴収
概要	偽りその他不正の行為によって大阪市国民健康保険から保険給付を受けた者に対し、その給付の価額の全部又は一部を徴収します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第65条第1項 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#460">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#460</a> )
処分基準	処分を行うのは、偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた場合です。 「偽りその他不正の行為」とは、例えば詐欺（刑法第246条）などがありますが、必ずしも犯罪に当たる行為に限らず、社会通念上不正行為と認められる行為をいいます。 「保険給付を受けた者」とは、被保険者であるかどうかを問わず、本来受けることができない保険給付を受けたすべての方があてはまります。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険に係る保険医等に対する連帯納付命令
概要	偽りその他不正の行為によって大阪市国民健康保険から保険給付を受けた者があるとき、保険医療機関において診療に従事する保険医又は主治の医師が保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して徴収金を納付すべきことを命じます。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第65条第2項 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#460">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#460</a> )
処分基準	処分が行われるのは、保険医療機関において診療に従事する保険医又は主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため保険給付が行われた場合です。 「保険者に提出されるべき診断書」には、療養費の支給を申請する場合などの申請書に添付する意見書、同意書等、及び申請書に記載される医師又は歯科医師の意見書等も含むものとされています。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険に係る保険医療機関等の費用返納命令等
概要	保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が、偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払等を受けた場合には、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせます。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第65条第3項 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#460">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#460</a> )
処分基準	処分を行うのは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が、偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払等を受けた場合です。 「偽りその他不正の行為」とは、例えば詐欺（刑法第246条）などがありますが、必ずしも犯罪に当たる行為に限らず、社会通念上不正行為と認められる行為をいいます。 この不正請求の返還金にかかる加算金の請求は、監査等により明らかとなった保険医療機関等の不正請求の額について行なうものです。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部自立支援課生活困窮者自立支援グループ (06-6208-7959)
処分担当名	各区生活困窮者自立支援業務主管担当
処分の名称	生活困窮者住居確保給付金に係る不正利得の徴収
概要	偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
根拠法令等 及び条項	生活困窮者自立支援法第18条第1項
処分基準	支給申請時に収入や預貯金等を過少に申告するなど、偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた場合
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000501083.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000501083.html</a>
備考	